

地域づくりセミナー開催支援金交付要綱

平成27年1月20日 要綱第5号
平成29年1月31日 要綱第5号
平成31年2月26日 要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、道内市町村（札幌市を除く。）が地域の活性化等を図るため地域住民等を対象に開催するセミナーを支援するため、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）が交付する支援金に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援対象セミナー)

第2条 支援対象は、地域住民が参加し、グループ討議やワークショップ等による意見交換を通じて、地域づくりを推進するためのセミナーとする。ただし、市町村職員のみを対象としたセミナーを除く。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、前条に掲げるセミナーを開催する市町村とする。

(支援対象経費及び支援金額)

第4条 支援対象経費はセミナー開催に要する経費とし、支援金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 市町村が単独で開催するセミナー 上限を30万円、下限を5万円とする。
- (2) 複数市町村が合同で開催するセミナー 上限を50万円、下限を5万円とする。

(支援の申請手続)

第5条 支援を受けようとする市町村（複数市町村が合同で開催するセミナーにあっては代表市町村）は、定められた期日までにこの法人の理事長（以下「理事長」という。）に対し、別記第1号様式の支援申請書を提出するものとする。

(支援の決定)

第6条 理事長は、前条の支援申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援金交付の適否及びその金額を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の決定をするに当たっては、この法人が設置した助成金審査会の意見を聴取するものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定により支援を決定したときは、速やかに別記第2号様式の支援決定通知書により、当該市町村に対し通知するものとする。

(申請の変更)

第7条 支援の決定を受けた市町村が、その後、やむを得ない事情等により、当該セミナーの内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式の支援申請変更届を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 支援の決定を受けた市町村が、その後、やむを得ない事情により、当該セミナーを実施することができなくなった場合又は支援対象経費が5万円を下回った場合は、遅滞なく別記第

4号様式の支援申請取下書を理事長に提出するものとする。

(支援決定の取消し)

第9条 理事長は、前条の支援申請取下書を受理したときは、支援決定を取り消すとともに、別記第5号様式の支援決定取消通知書により、当該市町村に対し通知するものとする。

(実績報告)

第10条 支援の決定を受けた市町村は、当該セミナー終了後、速やかに別記第6号様式の実績報告書を理事長に提出するものとする。ただし、最終報告期限は、原則、当該年度の2月末日とする。

2 市町村は、助成事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、助成事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(支援金額の確定及び交付)

第11条 理事長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定して別記第7号様式の確定通知書により、当該市町村に通知するとともに、速やかに支援金を交付するものとする。

(現地調査の実施)

第12条 理事長は、支援金の適正な執行及び事務処理の円滑化を図るため必要があると認められるときは、当該市町村に対し、この法人の職員に現地調査を実施させることができるものとする。

2 理事長は、現地調査により、事業内容が別記第6号様式の実績報告書の内容と著しく異なると判断したときは、当該市町村に支援金の全部又は一部の返還を求める等必要な措置を講じるものとする。

(広報表示)

第13条 支援の決定を受けた市町村は、当該セミナーの実施にあたっては、ポスターやチラシ及び資料等にこの法人又はサマージャンボ宝くじの収益金の助成を受けて実施している旨の広報表示を行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。